

令和3年5月泉南市農業委員会定例会

令和3年5月10日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・ 出席委員
(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

・ 欠席委員
(農業委員)

田中 一寿子

(推進委員)

根岸 善洋	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年5月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中一寿子委員より欠席の届出、宮下委員より遅刻の届出がでております。出席委員については現在14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については今回も全員に出席の辞退をお願いしておりますので、ご了承の程よろしくお願い致します。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 どうもご苦勞様でございます。皆様におかれましては農作業の忙しい中、泉南市農業委員会5月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。コロナについてですが、皆さんご存じのとおり3度目の緊急事態宣言が5月末まで延長されました。我々は高齢者でございますので、ワクチンを出来るだけ早く接種していただきたいと思います。私

会 長 も予約の電話をしましたが、今のところ予約が取れていない状態です。
なんとか早く接種をしたいと思っております。
こういう事態ですので、なるべく簡潔に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。それでは議案に入っていきたいと思っております。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、8番 池上委員、
10番 森谷委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、日程第2令和3年議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第13号3件について朗読する。
議案第13号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 4月26日に事務局の方と現場を確認したところ、それまで短い草が生えていましたが、草刈りが終わっていました。いつでも耕作できる状況でした。以上です

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 同じく4月26日に現場を見てきました。畑なので、みかんを伐採して整地されておりました。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。2筆とも綺麗に鋤いていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第13号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用し、貸借を開始した農地でありましたが、借受人が病気のため営農が出来なくなり、令和3年1月19日付けで認定取り消しになったものです。今回の譲受人は、83歳と高齢ではありますが、所有権移転後は水稻を行う予定です。

No. 2につきましては、譲渡人が79歳、譲受人72歳とそれぞれ高齢であり、また、譲受人の作付け経験は水稻のみですが、果樹栽培への挑戦という営農意欲が強くあるため、所有権移転するものです。作付けは、みかん・八朔を苗木から行う予定です。

No. 3につきましては、譲渡人は、35歳で住居を他市に置かれており、また、会社務めをされている方です。営農意欲がなく、所有権移転するものです。当該農地は、搬路がなく、営農困難な農地ではありますが、譲受人の農地と隣接して譲受人にとっては、一団の農地になるため農地の利便性の向上になると思われまふ。所有権移転後は、水稻を行う予定です。また、譲渡人は、今回で所有農地が無くなりますので、泉南市土地改良区の名簿から削除されます。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 2についてですが、新しいみかんの木を植えるということですか。

〇〇委員 かなり古いみかんの木が植わっていたので、伐採して草も刈って整地しています。

会 長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第13号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第13号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和3年議案第14号1件について朗読する。議案第14号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 4月26日に事務局の方と現地に行きましたところ、耕作されておりました。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第14号について補足説明させていただきます。

 ただいま地区農業委員より耕作されているという報告がありましたが、耕作するつもりで耕していたところ、借り手が見つかった為、転用する事になったという事です。ですので、誤解のないようお願ひします。

 被設定人は、不動産業を営む法人であります。現在使用している資材置場が手狭となっており、申請地を借り受けて、露天資材置場として整備するものです。資材置場につきましては、建築用材木・コンクリート二次製品及びフェンス類を置く計画です。地元水利組合からは協議済みで同意も頂いております。当該地については、20年の賃借契約を交わしておりますが、非農地になっていないため、設定人は、一度耕して農地として十分な管理を行っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 申請地と隣の設定人の家との間には段差はないですか。

事 務 局 垣根はあります。木を植えて仕切りになっています。自然なスロープ的な感じになっています。

会 長 申請地と家と同じ高さにするという事ですか。

事 務 局 道の高さにあわせると思います。道の方が低いです。

会 長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第14号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第14号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして、令和3年議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第15号4件について朗読する。
議案第15号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、上野委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。No. 1は、ネギをすき倒した後です。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2・No. 3につきましては、〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 No. 2・No. 3につきましては、過日、事務局の方と現地確認に行っていました。合計5筆ともすでに綺麗に耕されており、ネギを栽培するという事で、いつでも作付けできる状態になっておりました。問題ございません。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告いたします。5月6日に事務局の方と現地確認に行ってきました。現状はビニールハウス内で青ネギを高床式で水耕栽培しております。一部作業場がありまして、選別から出荷まで行っている状態でございます。綺麗にやっていますので問題ありません。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第15号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、借り手の主な経営作目は青ネギ経営であり、これまでに利用集積の実績もあります。この農地につきましては、口約束での貸借がされていましたが、貸し手からの申し出により、利用集積の手続きを行うものです。

No. 2につきましては、借り手の経営作目は青ネギであり、これまでに利用集積の実績もあります。③及び④の農地は平成31年3月末までみどり公社が借り上げ、農地中間管理事業により〇〇に転貸されておりましたが、その後は耕作者がおらず、貸付希望が出ておりました。今回、①・②の農地を借りるにあたり、貸付の意向があった③・④も併せて利用集積を行うものです。

No. 3につきましては、借り手はNo. 2と同じ方です。貸し手は父親が亡くなっており、農業経営ができないため、借り手の規模拡大を目的に、利用集積を行うものです。

No. 4につきましては、これまで借り手が貸し手より当該農地での作業委託を受けておりましたが、借り手と貸し手で賃貸契約を結び、賃借権による利用権設定を行うものです。賃料は年間坪100円です。借り手の経営作目は青ネギで、水耕栽培による生産を行い、〇〇へ出荷しているとのことです。また、農福連携を取り入れ、障がい者雇用も行っております。借り手は当該農地で利用集積による耕作実績を積み、今後自らの名義で農地を借り上げ、規模拡大を図り、認定農業者の認定を受ける意向があります。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第15号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第15号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第9号2件について朗読する。報告第9号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、第二阪和国道整備事業に伴った残地の農地です。第二阪和国道にある〇〇交差点に自社広告看板設置するに 当たり、当該地を所有権移転するものです。看板設置においては、本市都市計画課の許可が必要となりますので、併せて当事務局から指導し、協議済みです。

 No. 2につきましては、令和3年1月5日に相続された農地です。4月16日に無断転用ではないかと当事務局に通報があり、現地と転用行為を行っている作業員に確認したところ、無断転用であった為、土地所有者に注意を促し、届出書の提出を行うように指導したものです。以上です。

会 長 ありがとうございました。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終了します。

会 長 続きまして、令和3年報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第10号6件について朗読する。報告第10号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。①の農地については水稲です。②・③については、季節野菜の栽培を行ってまいりました。

No. 2につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。青ネギの栽培を行ってまいりました。

No. 3につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。果樹栽培を行ってまいりました。

No. 4につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。①の農地については、水稲です。②については、季節野菜の栽培を行ってまいりました。

No. 5につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。①・④・⑤・⑥・⑩・⑪の農地については、水稲です。③・④については、青ネギ。⑧・⑨については、果樹栽培を行ってまいりました。

No. 6につきましては、4月9日に〇〇委員と現地確認を行っております。①の農地については、軟弱野菜です。②・③・④・⑤については、水稲を行ってまいりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして5月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、6月11日（金）場所は、市役所別館 1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年5月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____